

ニュージーランドにおけるアーキテクトの登録制度の概要

※ 以下の内容は、NZRAB の資料やホームページに掲載された事項に基づいて作成したものである。制度の詳細については、これらの組織等のホームページや窓口への問合せなどにより情報を得ることが望ましい。

1. ニュージーランドでのアーキテクト登録に関する規制・登録機関

- ①アーキテクト登録については、登録アーキテクト法 (Registered Architect Act 2005) により規制されている。
- ②ニュージーランド登録アーキテクト委員会 (NZRAB) は、登録アーキテクト法に基づき、アーキテクトの登録やウェブサイト上のアーキテクトの登録簿の管理を行う。また、必要に応じて懲戒処分を行う。
- ③登録アーキテクトでなければ「アーキテクト」の呼称を使って建物の設計や工事監理などを行ってはならない。

2. アーキテクトとしての登録基準と登録申請手続き

(1) 登録基準

アーキテクト登録申請者は、アーキテクトとしての登録基準を満たしていることが求められる。登録アーキテクト法に基づく登録アーキテクト規則 (Registered Architects Rules 2006) において、アーキテクトとしての登録基準として、アーキテクトに求められる業務能力とその範囲、条件などが定められている。(別紙【1】参照)

(2) 新規登録申請手続き

4つのパターン (パスウェイ 1、2、3、4) があり (別紙【2】参照)、申請者の学歴、実務経験、その他条件によって手続きが異なる。なお、オーストラリアの登録アーキテクトはニュージーランドでの登録が認められる。

(3) ニュージーランドで初めてアーキテクト登録をする場合の手続き <パスウェイ 1>

原則として、指定の大学の建築に関する学歴と規定の実務経験が必要。(別紙【3】参照)。

- ①学位の証明書、履歴書、(一般的に 140 週間の) 実務経験記録 (Project Record Form)、実務事例 (Case Study)、申請書等の提出
- ②手数料の支払い NZ\$1,200.60
- ③2名の審査員による申請者の技能、知識、姿勢、経験等に関する面接 (professional conversation) (別紙【4】参照)。自分の関わったプロジェクトの内容や役割についての説明を通じて登録基準を満たしていることを説明する。最長 3 時間。面接に来られない登録申請者は、高品質テレビ会議システムによる審査も可能。ただしこの費用は申請者が支払う。スカイプは品質の点で認められない。
⇒ 審査員の審査結果を受け、NZRAB 理事会が登録基準を満たしているかの判断を行う。

3. 他国の APEC アーキテクトがニュージーランドのアーキテクト登録を行う場合の手続き<パスウェイ 3*>

- ①審査は NZRAB が行う。
- ②申請者は申請書に必要書類 (ホームエコノミーにおける登録証明書、履歴書又は職歴書、APEC アーキテクト登録証コピー) を添付して提出するとともに手数料 NZ\$632.50 を支払う。
- ③審査員 (熟練アーキテクト) 2 名による面接を受ける。面接では登録基準のうちニュージーランド固有の建築設計プロセスについての理解度のみが問われる。パスウェイ 1 の場合に課される学歴要件、実務要件及び実務経験に関する面接審査は免除される。面接に来られない登録申請者は、高品質テレビ会議システムによる審査も可能。ただしこの費用については申請者が支払う。スカイプは品質の点で認められない。

*パスウェイ 3 の詳細については、NZRAB 及び当センターの HP (<http://www.jaenic.jp>) を参照のこと。

4. 登録及び登録更新について

登録アーキテクトは、毎年登録を更新 (年間登録料: NZ\$644.00) するとともに、5 年ごとに更新審査 (基本は CPD 書類審査だが、疑義がある場合は面接) を受けなければならない。パスウェイ 3 経由で登録した場合も同じ。

【別紙】

【1】アーキテクトとしての登録基準

アーキテクトとしての登録基準は、「登録アーキテクト規則」の第7条(2)に、a～pの16項目にわたって定められている。

その内容は、発注者からの要求に基づいて、建築物の概念設計から、設計、建設、完成までの各段階にかかる各種文書作成・管理と、各関係者との間の情報伝達・調整を倫理規範や法令上の基準・条件に従って適切に行う能力を含んでいる。業務には、費用見積り、スケジュール管理、建築物の品質管理、各種契約締結、運用に向けた情報の整理等が含まれる。これらのうち設計・計画業務については「複合建築物 (complex building)」を対象とした能力が必要とされている。

「複合建築物」の定義は、上記規則第6条にあり、(a)高層又は長スパン、(b)用途、空間構成、構造又は外形について複合的・複雑・挑戦的、(c)環境（自然、都市、地域）に対して顕著な影響を与える、の3つの要件に該当する建築物とされている。

【2】登録審査の4パターン

- <パスウェイ 1> これまでニュージーランドでアーキテクトとして登録したことがない者
- <パスウェイ 2> 以前にニュージーランドでアーキテクトとして登録していた者
- <パスウェイ 3> 日本、シンガポールあるいはカナダの APEC アーキテクト
- <パスウェイ 4> ニュージーランドにおいて実務経験がある海外の登録アーキテクト

【3】受験資格（<パスウェイ 1>の場合）＊

（1）学歴要件（Recognized Qualifications）

ニュージーランド国内の大学（オークランド大学、ヴィクトリア大学ウェリントン校など）や、オーストラリア国内の大学（キャンベラ大学、シドニー大学など）に加え、シンガポール、香港にある特定の大学の建築学位（卒業）

あるいは

NZTAB が発行する同等証明書（Equivalency Certificate）若しくは受験資格証明書（Eligibility Certificate）、または AERB（アーキテクト教育・登録委員会）発行の特別認定書

（2）実務要件（required work experience）

- ① 140 週間の実務経験（うち、95 週は認定学位取得後）
- ② うち 45 週間以上はニュージーランドにおける登録アーキテクトの監督下での実務経験
- ③ 45 週間までは建築業界の他の分野あるいは自営での経験が認められる。

あるいは

- ① 260 週間（5 年間）の実務経験（うち 215 週は認定学位取得後）
- ② 最低 85 週間はニュージーランドでのアーキテクトとしての実務経験

＊学歴要件あるいは実務要件を満たさない者は NZTAB の学歴と経験に関する審査（Qualifications and Experience Assessment）を受ける必要がある。

【4】実務経験に関する面接審査（professional conversation）

実務経験の面接審査では、あらかじめ提出した実務事例に基づき、申請者が、プロジェクトの概要、自分の役割、アーキテクトとしての基準を満たしていることを説明する。説明は 2 時間以内とし、残りは審査員との質疑応答に充てる。最長 3 時間。審査員は 2 名の熟練アーキテクト。